

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第3回河内長野市図書館協議会
2 開催日時	平成27年12月5日(土)午前10時から
3 開催場所	河内長野市立市民交流センター(キックス) 3F特別会議室
4 会議の概要	1. 開会 2. 館長挨拶 3. 会長挨拶 4. 図書館運営のあり方について(その3) 5. コンビニでの貸出返却について 6. 閉会
5 公開・非公開の別 (理由)	公開 市の図書館行政に対する理解を深めるため。
6 傍聴人数	1人
7 問い合わせ先	(担当課名) 生涯学習部 図書館 電話 0721-52-6933
8 その他	

\*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする

# 平成 27 年度第 3 回図書館協議会会議録

【日時】 平成 27 年 12 月 5 日（土）午前 10 時 00 分～12 時 05 分

【場所】 キックス 3 階 特別会議室

【会議次第】

1. 開会
2. 館長挨拶
3. 会長挨拶
4. 図書館運営のあり方について（その 3）
5. コンビニでの貸出返却について
6. 閉会

【出席者】

（委 員） 佐藤敏江会長、今木秀和副会長、浅尾千草委員、奥野和子委員、  
小山克年委員、谷山克也委員、中平久美子委員、三根ゆみ委員

（事務局） 橋本生涯学習部長

森下館長、有村館長補佐（司会）、山本係長（記録）

【傍聴者】 1 人

【会議資料】

- ・平成 27 年度第 3 回河内長野市図書館協議会次第
- ・図書館運営のあり方について（その 3）
- ・コンビニでの貸出返却について
- ・図書館事業評価に係るお知らせ便

当日配布資料

- ・平成 27 年版 河内長野市立図書館年報
- ・河内長野市の「都市ブランド」に関するアンケート調査結果報告書（抜粋）
- ・自動車文庫「きく 1 号」巡回表
- ・河内長野市立図書館・公民館・BMステーション・コンビニエンスストア  
分布地図
- ・河内長野市第 5 次総合計画（施策 No.15 生涯学習の推進部分）
- ・河内長野市立図書館ご利用メニュー

1. 開会

事務局紹介

スケジュール

## 2. 館長挨拶

事務局から出席委員が 8 名であり、河内長野市図書館協議会規則（以下「規則」という）第 3 条第 2 項の規定により本会議が成立したとの報告。

## 3. 会長挨拶

(事務局)

この後の議事の進行を会長にお願いいたします。

## 4. 図書館運営のあり方について（その 3）

(会長)

それでは次第 4 の図書館運営のあり方（その 3）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

(会長)

では、事務局の説明が終わりましたので、質疑に移らせていただきます。このまとめを見まして、皆さんおっしゃっていただいた意見がこの中に吸収されているかどうか、またさらに追加したいことなどありましたらおっしゃっていただいて。それから文言のところでこうした方がいいんじゃないかということがありましたら、遠慮なくおっしゃって下さい。よろしくお願ひします。

まず、1 の「はじめに」の 9 行目「指定管理者制度の」になっていますが「指定管理者制度を」の間違いです。

今、ご意見ありましたのは、(2) の一番最後から 2 行目のところ、「使命などを考えあわせると」は「使命などを考えあわせると」した方が正確ではないかということです。

いかがでしょう。練っていただかないとこのまま出ることになりますので。気になるところは全部チェックしていただいて、さらに (5) の「おわりに」の中にアンケートのことについて加えるところで「こういう風な文章にしたらどうか」などご意見ありましたら、おっしゃっていただけるとありがたいです。

(副会長)

ちょっとずれるかもしれないんですが、先ほど館長さんが、市の第5次総合計画を策定中であるといいました。その第5次総合計画の中で例えば、河内長野市は教育立市宣言していると。それに絡むようなことで何か、特別に強調していることとか、あるいはこの図書館に関わって特に触れていることはありますか。総合計画の中身を知らないものですから。今、別途我々がここで指定管理者制度の検討をしている時に、これから向こう5年間の総合計画の中で、関わりのありそうなことにもし触れているんであれば、そのことも知った上で、我々は検討しないといけないので。関わりのあるようなことがありましたら教えて下さい。

(館長)

総合計画の中には、子どもの読書活動推進計画についても触れておりまし、最上位である総合計画に基づいて、河内長野市立図書館の運営に関する指針があり、その下に事業計画があると。またこれまで教育委員会では、教育の指針として教育の鼓動というものを策定してきましたが、それについては地方教育行政に係る法律等の改正などにおいて市長と教育長が関わる教育会議が設置され、その中で市長が教育大綱を示すということになっておりまして、その教育大綱については教育の鼓動をもってするということになっております。その中で、図書館の指針というものが書かれています。10年の総合計画、教育大綱、図書館の運営に関する指針、事業計画という流れになっております。

(委員)

今、副会長がおっしゃった件についての資料を調べておられる間に、よろしいでしょうか。(1)の上から5行目に「図書館サービスにはノウハウが必要だから」と書かれているんですが、これはアンケートから出てきた回答が書かれていると思うんですが、パッと見て意味が分からぬと思います。前回の図書館運営のあり方(その2)の時の説明では、アンケートの設問は「図書館サービスにはノウハウの蓄積など継続性が必要だから」となっていたので、設問どおりにした方がいいと思います。それと、そこから4行下の「結果がでており、」となっているところ「結果がでております。」と言い切った方がいいと思います。それから「当市並びに当市の利用者の」、当市が二つ重なっているので後ろの当市は削除した方がいいと思います。文章の中に数字が半角、全角混在しているので、統一した方がいいと思います。(3)の「充実・発展させる」の「る」が抜けています。

事務局から第5次総合計画の施策No.15部分について、資料を追加配布。

(館長)

今、お手元に第 5 次総合計画の施策No.15「生涯学習の推進」の部分をお配りしました。その中で今後の方向が示されておりまして、まず、「現状と課題」の「現状やこれまでの取り組み」の一番下の部分に「図書館は生涯にわたって学ぶことのできる環境を整えるため、図書館システムの更新、各種サービス機能の充実や公民館図書室の資料整備など、読書環境の充実に努めています。」とあり、次に「今後の課題や取り組みの方向」というところで、一番下のところに「子どもたちや市民の読書活動を推進するとともに、生涯にわたって学ぶための環境整備を図るため、課題解決型の図書館として、図書館のさらなる利便性の向上や一層の利用機会の拡大、読書環境の充実などを図ります。」としています。そして、住みよさ指標というものが掲げられておりまして、図書館の指標が一番下の「図書館利用者数」で、現状が平成 27 年で 621,046 人、中間値として平成 32 年で 622,000 人、目標値として平成 37 年で 623,000 人となっております。「施策の展開」の中の 4 番では図書館の充実ということで、取り組み内容として「子どもたちや市民の読書活動の推進」「課題解決型図書館に対応した情報発信や資料提供、各種講座の実施」「公民館図書室・自動車文庫の資料整備など読書環境の拡充」「高度情報化に合わせた図書館サービスの充実」「地域や市民との連携による読書活動の推進」というところが示されておりまして、関連する個別計画としましては、下のところに「河内長野市立図書館基本計画」「河内長野市第 3 次子ども読書活動推進計画」「河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（事業評価）」「河内長野市教育大綱」が示されています。先程、今木先生がおっしゃられた部分についてはこのようない形になっております。

(会長)

今、気付いた点をいろいろとおっしゃっていただいたんですけども、抜けている点もあったりするかと思いますので、他にもお気付きになった点は遠慮なくおっしゃっていただいて、いいものにしていただきたいと思います。

(委員)

賛否両論あると思うんですけども、(2) の右ページ 5 行目に「地元の書店の排除の可能性がたかくなる」と書いてあるのですが、理由は分かるんですけど、これが図書館と何が関係あるのかわかりにくいです。大きな業者に流れてしまうと地元のお店が潰れていってしまうというのはわかるんですけど、敢えて書くべきなのか、なにか癒着があるのかなと誤解をされると困るかなと思うので、表現を変えるとか何がしかできないかなと思ったんですが。書くべきなのかのちょっと分からないので。

(会長)

どうでしょう。皆さんどう思われますでしょうか。地元に書店がなければ、本1冊買うのにも大変なことになります。地域の本屋さんに本を納入してもらうというのが今までのやり方でしたが、目録がだんだん変わってきて装備などを込みにして、MARCをつけて本が納入されるようになってだんだん大手にいくようになり、どこが安く納入してくれるかという競争になっているというのも実態としてあります。そうしますと、地元の書店が排除されていく、そこは地元の書店との話でどういう風な收まりになるのかということはあったりするのですが、地元の文化を図書館としてどうとらえるのかという大きい話になりますね。指定管理者制度になるとまた別の話ですが、業者によっては独占になってしまいますね。

※MARC・・・Machine Readable Cataloging 機械可読目録  
目録・・・書名・作者名などの本の情報のこと

(委員)

今、図書館に入る図書は、MARCを使っているんじゃないんですか？

(事務局)

MARCは使っています。現状を言いますと、以前からですが市内書店で組合を作っていただきまして、今ですと塔本書店、松田書店、三日市書店、爽智堂書店という4書店で図書納入組合という形になっており、そちらの方から本を購入しております。装備につきましてはフィルムルックスに委託しております。「地元の書店の排除の可能性がたかくなる」というこの文言ですけれども、「図書館のあり方」の中でいろいろと問題点を考えさせていただきまして、地元書店さんの部分もありますし、市史編纂で使用しました郷土資料の取り扱いはどうなのか、それから図書館の毎朝の日常清掃を障がい者の就労支援ということで、障がい者団体に委託しておりますし、そちらの方への影響ですね。また館長の諮問機関である図書館協議会のご意見、そういうものを勘案して社会教育機関である図書館が直営であることによって、河内長野市の社会的な公益性を高める存在となっていけるのかという観点の中でも考える必要があると考えています。確かに経費的な面は、前回紹介させていただきましたが、平成27年度の当初予算と、大阪府内で数々指定管理をされていて提案力などで優れていると定評のある大手の業者から見積もりを取って比較した中では、市直営の方が約400万円安かったという事実がありますので、そういうことを示すことも必要であると考えます。また業者から意見を聞いた中ではやはり、一旦うちが入れば地元の書店から本を購入することはないとはっきり言われていますので、指定管理のやり方はいろいろありますが、そういうところが一般的であるというところでこの中には書かせていただいております。ただ図書館協議会として、「地元の書店の排除の可能性がたかくなる」まで踏み込んで書くことが必要かどうか、先ほどご意見いただきましたように、その辺りはどうでしょう

か。

(委員)

誤解をまねくかなと。書くのは控えた方がよいかなと思うのですが。書店という書き方ではなくて違う文言の方がいいのかなと思います。

(会長)

両方の考え方があって、誤解される危険性が高いというのと、図書館は地元の文化とか地場産業、要するに地元から買えばまたそこで税金が入るしということがあります。実績を抜きにしてしまって、質を追求せずに安さを追求して、潰れてしまった業者もあります。地場産業を育成するとか、市にとって地元の商店をシャッター街にしないとかは大きなテーマなので、許容範囲というか、そういうところで地元の商店とかそういうものも盛り上げていきたい。それに図書館は文化施設ですので関連する施設も同時に成り立っていきたいという風にとつもらえるのか、そのところがどうなんでしょうか。

(副会長)

特定の地元の書店と出ているので、地域との連携が薄くなるとか、そういう趣旨のことはどうでしょうか。そのことに関わって、先ほど館長さんから説明いただいた総合計画の資料の右側、図書館の充実の 5 番目に「地域や市民との連携による読書活動の推進」とあるんですね。仮に指定管理者制度にした時に、「地域や市民との連携」が果たして指定管理者の仕事に入るのか入らないのか、もし入らないならこれが推進できることになるし、入るとしても、では指定管理者が行う「地域や市民との連携」とはどんなものになるのか。これこそ正に職員さんがいて、直営であるからこそできる活動ではないかという風に、先ほどこれを見ていて思ったんです。そうすると、先ほどの書店の話もこれに関わってくると思うんです。その観点というのが、今回のこの報告書には出ていないので、そういう観点からも指定管理者ではなく直営の方がいいんじゃないかという論法のひとつにはなり得ると思うんです。

(会長)

「地域との連携が薄くなる」という風に例えればしていくと、特定の業者と結びついているというような印象は与えないというご意見をいただいたんですが、いかがでしょうか。皆さんうなずいていらっしゃるので、それがいいでしょうということで。

ほかに気付かれた点とか、説明不足なのでもう少し入れた方がいいんじゃないとか、どんどん練っていただいて、いい文章にしていただきたいと思います。

(委員)

前のアンケートで答えられている方の年齢などを見ていると、50代・60代が多いんですね、利用者としては。その中でこの「図書館に期待する取り組み」が、かなり子どもに偏り過ぎていて、実際の利用としてはたぶん50代・60代の方が多い中で、図書館としてどういう風にされるのかなというところが、ちょっとこれではわからないです。

(副会長)

今おっしゃったのは、図書館は図書館単体ではなく、その地域の生涯学習といいますか、そういう幅広い枠の中で図書館というものを位置付けないといけないんで、その図書館が指定管理者になってしまふというと、そういう広い枠組みの中の連携が果たして推進できるのかどうかという点でやはり疑問です。だから、おっしゃったようにもう少し幅広い視野の中で図書館というものを捉えていく視点が必要じゃないかなと思います。図書館のいろんな管理運営について、指定管理者であればやってもらえるでしょうけど、しかしそれはかなり限定されたことになってしまうんじゃないかな。もっと大きく言えば、文化というものをもっと幅のあるものとしてとらえると、あまりにもそのところだけの指定管理者ですということになると、それは文化活動を推進する上でネックになるんじゃないかなという気もいたします。

先ほどの市の総合計画でいくと、「地域や市民との連携」という観点から見ると、もう少し幅広い取り組みの可能性が、直営の方が見込めるんじゃないかなと、そういう趣旨になるんじゃないかなと思います。

(会長)

そうしますと、(4) の「様々な活動が期待されています」というところにうまく入れていただいて。

(副会長)

図書館をひとつの拠点とする生涯学習、あるいは社会教育、広いつながりの中で図書館というものを考えていく、そういう趣旨になるでしょう。

(会長)

今は、インターネットなどが発達てきて情報発信ということが非常に求められているんですね。だからその辺のところをここに盛り込んで、生涯学習の拠点とか地域の情報発信の拠点とか、地域の文献のデータベースを作るとか、図書館の持っている資料をデータ化して家で検索できるようにするとか、そういうことを含めて図書館が主体となって生涯学習をリードしていくという、今そういう流れになってきていますので。その辺りを。

(委員)

これからの図書館像でありましたよね。課題解決型図書館というものが求められているというのが。

(会長)

そうですね。先ほどいただきました総合計画の資料にある「課題解決型図書館に対応した情報発信や資料提供、各種講座の実施」というのをここにうまく持つてくれば、子どもだけじゃなくなりますね。確かに子どもは重要で、子どもをなんとかしないことには未来はないんですが、ここもちょっと入れていただくということですかがでしょうか。

(副会長)

先ほど委員がおっしゃったことは、1年間の業務をして最後に自己評価をするでしょう。あの時の基準項目が子どものことが中心なんです。社会人にどうしたかという評価項目があまり出てこないんです。それにも関わってくることなんです。つまりそのところがちょっと弱いというのが全体として言えると思います。

(会長)

アンケートで「資料の充実」を求められているのは、たぶん50代・60代の方が出しておられるんじゃないかなと思います。やっぱり資料があるといけるんだよとおっしゃっているような気がするんですね。調査の時に使える資料が欲しい、よりいろんなものが見たいというのがアンケートにも出ているように思うんですね。

段々、いいものになっていきます。皆さん知恵を貸してください。

(会長)

これは、教育委員会、教育長に出されるのだろうということと、どこかでオープンにされるであろうという話をしてまして、なぜかと申しますと、公開されますと皆さんご覧になるわけです。先ほど地元書店云々のところでおっしゃっていただいたように、私達は経過を知りながら、いろんな図書館の状況も知りながらこの文章なんですが、ひょっとしてその辺の理解が薄い方がこれを読まれた時に、言葉不足だったらと。初めて読んだ方でも、ああそういうことかなと思えるような文章にしたいと思います。それで、ちょっとどうだろうかと思っておりました。

細かい点ですが、(3) の4行目、「その施設は」の前に「に」を入れて「その施設には」にした方が文章として流れやすいかなと思います。

(委員)

同じ(3)の最後の行、「充実・発展させる」の「る」が抜けています。

(会長)

ちょっと事務局に質問してもいいですか。河内長野の都市ブランド云々のアンケートがありますよね。この辺りの文言はまだ未定ですよね。

(事務局)

はい。

(会長)

その辺りは、これからまとめてどういう形で皆さんに確認していただくことになるのか、お聞きしてもいいですか。

(事務局)

今日いただきましたご意見等、盛り込ませていただき、訂正部分は訂正させていただきます。アンケートについても(5)のところに入れさせていただいて、それをひとつの答申案として作成しまして、一旦委員の皆様のところにお送りして、そこで確認していただきます。そして最終的に会長のところで見ていただき案を作り直して、次回2月の終わりまたは3月の最初に予定しております第4回の図書館協議会で答申としていただくという形になります。

(会長)

ありがとうございます。もう一度皆さんに目を通させていただけますので。

(会長)

(5)の「おわりに」の最後の文章「図書館長には、本答申の趣旨を～」辺りは、これどうなんでしょうという言い方は変なんですが、提出先を考えると、ここ最後「図書館長様」で、文言がそれでいいのか悩んでいるところです。

「おわりに」にアンケートも入れるとしたら、ここがすごく長くなる可能性がありますね。するとここをある程度コンパクトにまとめた方がいいでしょうか。

(副会長)

そうすると、(5)をもっと端的にするのであれば、アンケートはどこか別の場所で、あるいは場合によっては項目を立てて、ということでどうでしょうか。

(事務局)

「人口減少がすすむ」という内容の項目が(3)にございますので、ここの3行目に例として入れさせていただきます。

(会長)

ちょっと気になつたんですが、「人口減少がすすむ中にあっても」というのは出してよろしいんですね。「すすんだとしても」じゃなくて「すすむ」でよろしいんですね。

(副会長)

「人口減少が懸念される状況」という風にしておきましょう。

(事務局)

総合計画は、河内長野市の人口は減少していくということを踏まえた計画であります。ですから（3）の「人口減少がすすむ中にあっても」という言葉自体は、総合計画とこの答申とは齟齬はないということです。

(副会長)

では、その辺は文章をうまく使ってください。

(委員)

アンケートの調査結果を入れられるところの文章なんですけど、私はこの都市ブランド会議に参加しています。都市ブランド会議の趣旨が「河内長野市の魅力を見つける」というものなんですね。このアンケートは、河内長野市から出られた方にアンケートを取るというすごくユニークな取り組みをされているんですね。普通なら市民に「どうですか」と聞くと思うんです。それはまあ、載せなくてもいいんですけど、都市ブランド会議というものが何かということは、市民はわからないじゃないですか。河内長野市の魅力を引き出す会議とか、魅力を発信するためにずっと会議を重ねているので、なにか説明がないとブランド会議という名称だけでは伝わらないと思います。

(会長)

ブランド会議の説明がいるということですね。

(委員)

説明というか、魅力とは何かとかいうところが必要かと思います。アンケートを入れる場合に。

(会長)

(5) の一番最後、「図書館長には～」は、ここは図書館長さんにお願いするということで順序としていいのかどうかということが1点と、「十分にご理解いただき、尊重していただくことを切にお願いいたします」ですが、答申ですのでここは「適切に対応していただく」とか「今回の意見を尊重していただく」とか、あまり

切に願つちやうと、どこの立場に立っているんですかと言われそうな気もしますので、もう少し中間というか間に立っているという色を出した方が、白紙の状態で受けているという印象を与える文言の方がいいような気がします。

(副会長)

我々はあくまでも諮問会議なんで、結論を出す会議ではなくて。で、検討した結果こういうメリット、デメリットがありますよということで、相対的に見たら直営の方がいいんじゃないかというトーンで今、まとまりつつあるわけで、最終結論は図書館長に対する答申を出すときには、館長さんの方でこういう協議会の意見を踏まえて適切に対応してください。図書館長さんが、これで行こうということであればその後教育長に出すとか。あまり協議会の結論を押し付けがましく書かない方がいいんじゃないかという趣旨で、会長さんはおっしゃっていると思います。そういう点では、「適切に対応」とか、ちょっとぼかしておく方がいいんじゃないかというご意見だと思います。

(会長)

「今後～」以下のところをもう少しまとめた方がいいのかと思います。「可能な限り市直営を維持していただきたいと思います」も思ってはいるんですが、その辺りもお任せしますということですね。

(副会長)

今、会長さんがおっしゃったように、(5) の上の段落の最後のところで「当協議会では、河内長野市においては、図書館への指定管理者制度の導入は必要ないものと判断します」という風に断定する言い方がいいのか、それとも我々協議会といふものの性格を考えて、「メリット、デメリットを考えた時にこちらの制度の方が相対的に優れているのではないか」という風にもう少しソフトにするかですね。

(会長)

「未来永劫にわたって直営にして」と言っているように見えるので。

(副会長)

トーンが強いかもしれないですね。

(会長)

こういう結論に達しましたという、そこをあまり説明せずにというか、例えば「指定管理者制度の導入は必要ないものと判断します」というそこぐらいで、「図書館長様には、本答申の趣旨を十分にご理解いただき適切な対応をお願いします」ぐらいで、いってもいいのかなと思います。こちらの思いは別として。あまりこちらの

思いを切々と訴えるというのは、答申としてはどうかなと悩みます。皆さんのご意見として、やっぱりこの思いは伝えたいというのもあるかもしれませんし、その辺はどうでしょうか。どこまで言うのがいいのか、思いをやっぱり言うのがいいのか、公平な立場に立っていますという感じがいいのか。

(副会長)

どんな場合でも、市直営がいいとは思わないんですよ。というのは河内長野で今やっている現状で皆さんよくがんばっておられて、そういう条件が満たされてできていることであって、もし例えればあまりうまく機能していないということになれば、市の直営を見直すべきだという意見が強くなるかもしれません。ですから現状によっていろんなメリット、デメリットがあって、このメリットが本市ではうまく生かされていると、そういう状況の中では今指定管理者に切り替える必要はない。そういうトーンでね。どんな場合でもということじゃないと思うんですよ。だから、指定管理者を全面的にどんな場合でも排除するものではないと思うんです。今の状況で考えると、コスト的に見ても、それから運営面等においてもうまくいってるんじゃないかと、そういうトーンがいいんじゃないかと思います。ただ、将来については分かりません。この状況が変わってくるとやっぱり指定管理者がいいねということは、可能性としては残っていると思います。

(会長)

うなずいてらっしゃる方多かったです。そんなことのないようには願っています。やはり第一は、住民にとってどういう図書館であるかということ、図書館そのものが存続することです。いらない図書館ならいらないと言われてしまうと思いますので、やはり住民にとって必要な図書館で、こんないい図書館があるんだと思ってもらう図書館でないといけないと思います。住民に期待される図書館がありますという状態がベストだと考えたいと思います。

(委員)

この文章なんですけど、「思います」が2回入ってるんですけどね。「維持していただきたいと思います」と「欲しいと思います」というところです。私はこの思いというのは分かるんですが、少し女性的な文章かなという風に見えるんです。なのでさっきおっしゃったように、なんというかもっと論理的に考えるのであれば「思います」はいらないかなと思います。

(事務局)

そうしますと、(5)の「おわりに」のところは、前段と後段を残しまして真ん中の「今後、～」というところと「図書館には～」の2つの段落は削除で構いませんでしょうか。

(会長)

どうでしょう。その辺り、こういう部分は入れた方がいいとか、逆にこういう形で残してはどうかとか、ないでしょうか。

(副会長)

表現の強いところをちょっとうまく表現していただくとして、こういう趣旨、例えば「図書館にはいろんな可能性があって」云々と書いてある、こういうことは別に削除しなくともいいんじゃないかなと思います。表現の仕方を工夫していただいたらいいんじゃないかなと思います。あまり「おわりに」が長々となるのも具合悪いとは思うんですが。

(委員)

重要なところだけ集約してもらって、「可能性が満ちあふれています」は、「可能性があり、」とか、いらない言葉を取って短縮した方が読み手にはわかりやすいと思います。

(副会長)

そこはまた考えていただいて。

(会長)

ほかにありませんか。

(委員)

ちょっと全然関係ないかもしれないんですが、来年4月に「障害者差別解消法」が施行されて、合理的配慮が求められますよね。求められればそれに個別的に対応しないといけないという形になりますので、その辺も意識して入れた方がいいのかなと思います。

(事務局)

それは(4)の「さまざまな活動」のところですね。

(会長)

そうですね。確かに児童向け・ヤング向けというのが具体的に出ていますから。図書館の利用に障害のある方への合理的配慮をそのままもってくればよろしいですね。

ほかに気付かれたことはありますか。また、校正が來たらその時に必要不可欠はことがあれば言っていただいたらいいと思いますので。事務局の方、まとめるのが

大変だと思いますがよろしくお願ひします。

(事務局)

ありがとうございます。先ほどおっしゃられた合理的配慮の件なんですけれども、図書館では9月頃から対応を考えておりまして、中学生の職場体験の時に車いすの方もおられたので、図書館を利用するとしたらどのような障害があるのかを聞きながらチェックしていっておりまして、そういう機会もとらえながら、肢体不自由の方が図書館を利用する時にどんな問題点があるのかを実際に聞いて確認しています。4月から、ではなく先に対応をさせていただいております。

(会長)

やってらっしゃるんですけども、ここに配慮してますよということを1行入れておいた方が、明確に出されるので。実はやってますではなくて、出すことによってさらに、やっていることを知らなかつた障がい者の方も知られると思いますので、これもPRの機会ということでおよろしくお願ひします。

ほかにありませんか。ないようですので、次第5に移ります。

## 5. コンビニでの貸出返却について

(会長)

次第5のコンビニでの貸出返却について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

(会長)

事務局から説明がありましたので質疑に移りたいと思うんですが、その前にちょっと確認させて下さい。「平成28年度予算編成への市議会会派要望として、『コンビニ活用による図書館24時間化の実現』が出されています。」ということですが、市議会議員さんは、24時間図書館サービスというか、本を借りられるからという理由でこういう提案をされたのか、もっといろいろ深いところ、いろんな要素からされたのか、提案の動機がもしお分かりでしたら、その辺も皆さんができる時の材料になるかと思うんですが、お聞きではないですか。

(事務局)

9月の市議会の段階ではご要望ということでした。これはコンビニを活用することによって、図書館のサービスを24時間利用できるようになると。開館時間が午前9時半から午後8時までなので、それ以外の部分でも利用できるようになるであろうというご提案だと受け止めております。

(会長)

予約をしておかないとだめですけど、24時間、皆さん本を借りにいけますよというところの考え方でのご発言だということです。それを踏まえていただいて皆さんどうお考えになりますか。あるいは質問など、いかがでしょうか。

(委員)

私は、夜遅くコンビニに行かないで分からぬのですが、河内長野市のコンビニは24時間開いていているところばかりなんですか。

(会長)

ほかの所では24時間開いていますので、河内長野でも開いていると思うんすけれど。夜中にふと思いついて、時間できたから今から借りに行こうかと、図書館が閉まってしまうということを気にせずに、買い物に行ったついでとか、いつでも取りにれますよということを狙ってらっしゃるんだと思うんですが。

(委員)

それは、こんな本を借りたいからお願いします、ということを予約しておくわけですか。

(会長)

そうですね。予約しておかないと、コンビニに本が置いてあって選べますではないですから。

(委員)

コンビニに本を置くなら莫大なお金が要りますよね。

(会長)

方法としては、図書館の本をパソコンか携帯で検索して予約をかけて、通常図書館に取りに行くところを、図書館に行くかコンビニ経由にしてもらうかというルートの選択があって、たぶん図書館で借りたら図書館に返すんだけれども、コンビニに行くと専用の袋か何かに入れてくれて、カードを持って取りに行くと。そして返す時も近くのコンビニに返せるということだと思うんです。

(委員)

公民館で借りますと、駅前の返却ポストに返すこともできると聞いています。

(会長)

コンビニの場合はどうでしょうか。やり方の問題かとは思いますが。

(会長)

コンビニでは、この辺の資料を持ってきてくださいは、なしなんです。この資料を持ってきてくださいでないと。この資料、と特定できないのであればレファレンスをかけて資料を特定して、持ってきてもらう方法になりますね。

(副会長)

ひとつのアイディアなんでしょうけど、どれだけニーズがあるか。それからそういうコンビニを活用する方式を導入した場合のコストと便益ですね。果たしてそれに見合うだけのニーズ、利用が見込めるかどうかという点では、ちょっとそういう状況にまでなっていないんじゃないかなという気はします。コンビニにあまり行きませんのでよくわかりませんが。

(会長)

どうでしょうか、皆さん。例えば、私が気になりましたのは、ここは、アンケートによれば資料の充実を求めていらっしゃるんですね。こういう提案が出たとして、それに予算もつけてきてくださるんであれば、いいですねという話になりますが、大概この頃の行政では予算はつけずに自分のところで絞り出せというのが予算削減の中でのあり方で、新しいことをやるんであれば自分のところで絞り出さないといけないんですね。絞り出しの方法で、この経費をみてふと思ったんですが、図書館の資料購入費が2,000万円ぐらいでしたね。で、コンビニの経費が767万円です。図書館の3分の1の資料費をカットしてこのサービスをやりますという、極端な言い方ですが、単純に考えるとそういうことになりますよね。図書館の資料費の3分の1をカットしてこのサービスをやって、利用が増えるのかどうか。それともうひとつ、先ほど申し上げましたように、本が特定できていれば利用はできるんですが、特定できなかったものはやはり図書館に行って現物を見ないとわかりません。まあこの本でなくても、隣の似たような本でもいいかなというようなあいまいな場合は2、3冊似たような本を予約していただくとか、とにかく自分で本を特定しないことには荷物が来ないということになります。

(委員)

コンビニでの貸出返却というのが、私には全然イメージできないんですけども、例えば、市内にあるコンビニ全部を拠点にするなんていうことは、予算的に考えられないわけですから、どういった地域のコンビニに業務を委託することになるんでしょうか。コンビニで貸出返却をするというのは、どういった年代の人達をターゲットにしているんでしょうか。全然イメージできません。私自身はコンビニに買い物も行かなくて、たまに何かの支払いを郵便局や銀行ではなくコンビニで払える、

それは便利だなと思うんですけれども。せいぜい借りている本を、返却日が今日だから、夜中に図書館に行かないで近くのコンビニで今日中に返却できたわというなら、それはまあ私の利用形態からすると便利になるかな、というぐらいしか想像ができなくて、どういう人がこれを欲しているのかがわからなくて、なにか手がかりがあるなら教えていただきたいんですが。

(会長)

たぶん、図書館で借りた本はコンビニでは返せないと思うんですよ。図書館で借りた本は図書館で返すかブックポストに返すということになると思います。コンビニはまた別ルートになるので、例えば府立図書館の本を市町村立図書館に持ってきたような感じですね。府立て直接借りたら府立に返さないといけない。でも市町村から府立の本を借りるとここに記録が残っていますから、必ず市町村に返す、府立には返せないというようなシステムになっているんです。おそらくコンビニもイメージとしては、レンタルビデオのような専用の袋に入れて名前が書いてあって、カードを持って行って貸出というような感じでしょうか。例えば大きな本だとどうなるんでしょうね。貸し出すサイズに制限が出るのかとか。

(副会長)

そうですね。いろいろ疑問はあります。

(事務局)

コンビニにつきましては、先進地事例としまして所沢市を資料に書かせていただいておりますが、それ以外にも高松市、横須賀市、徳島市、県立の岐阜図書館などでも行われています。ただ、岐阜の図書館については経費だけかかって効果がないということでやめておられます。所沢の場合、返却は専用の袋に入れて「ご利用されたコンビニ、または市内の図書館にお持ちください」ということで、返却についてはコンビニ、または図書館へ返してくださいということになっておりますが、注意事項として図書館で借りた資料はコンビニでは返せませんということで、恐らく1冊1冊について委託料を支払うことになると思います。ですから委託料をもらっていない本の返却を受けることはないということになってきます。それから利用者の範囲ですが、「所沢市立所沢図書館のコンビニエンスストア図書取次事業に関する実態的研究」というレポートが出ていまして、その中では、利用のタイミングは「学校、会社、用事の帰り」が多いということです。職業別では、「自宅以外で仕事をされている方」、「主婦層」、「アルバイト」、こういった方が利用が多いということになっております。「小学生」、「中学生」、「高校生」はわずかで、「専門学校生」、「大学生」についてもこの調査では少なく、所沢では学生の利用はあまりないという感じです。

(副会長)

所沢の場合も、平成17年自動車文庫事業の廃止に伴って代替事業として考え出した。河内長野は自動車文庫がありますから、自動車文庫を廃止した上で、どこか削ってこれをということなのか、先ほど会長さんがおっしゃったように今の予算枠外として、こういう事業をやるならお金を出すよということなのか、その辺は確認しないといけないんじゃないでしょうか。その場合であっても、当然経費がかかることですからコストと便益とか、他の地でやっていますがこれぐらいの効果しか出ていませんがそれでもいいでしょうかということをまず確認しないといけない。それでもなおかつというのであれば、それを説明できるだけの見通しがございますかということをお聞きしないといけませんね。ですから、今のところそういう可能性はあまりないわけですから、検討しましたけれど現段階ではコンビニの活用は見込みがないということになりましたという結論になります、ということでいいんじゃないでしょうか。皆さん、賛成する意見はありませんでしたということで。

(会長)

まず、イメージができないというところから皆さん始まっていますので。

(委員)

まず、やる意味があるのかなとずっと思っていたんですけども。自動車文庫で十分メリットがあるんだとしたら、敢えてコンビニなんてアルバイトの方がやるわけじゃないですか。間違って貸出したりする可能性もありますし、市の資産ですから、任せてもいいものかなと私は疑問です。お金の面もありますが、書かれているようにコンビニも潰れたりなくなったりいろいろするので、委託するのは不安があるかなと思います。私も働いている立場として、仕事で遅くなったり休みが合わなかつたりして図書館がなかなか利用できないことがあるのもわかりますが、コンビニ活用が必要かというと、私はそうは思わないです。

(会長)

今おっしゃったような、時間がないとおっしゃる利用者に対して、コンビニが正解なのかどうか、ほかにもいい方法があるのではないかという疑問もありますよね。

(副会長)

そういう人がいる時に、どういう形でなら対応できるかということを考えていったらいいんじゃないでしょうか。ニーズが高く出ているんであればね。

(委員)

今でも、家族が予約の本を代わりに受け取れますよね。

(副会長)

家族に頼むという手もありますしね。ほかの考え方、オプションあるはずですか  
ら、コンビニでないといけないということはないと思います。

(委員)

市議会議員さんのご要望ではあるでしょうが、まだまだ高い市民ニーズではない  
と思うんですよ。

(会長)

もしかしたら提案された方はそれなりの資料をお持ちなのかもしれないですね。  
それは確認しないと分からんんですけども。思いつきで便利だなと思われて  
いるのか、どちらなのかが分からないので、そこを確認していただいて。

(委員)

コンビニを、ネットで本を購入する時のステーションとして考えるところはある  
かなと思うんですけども、貸出ではそこまでのメリットはないと思います。

(会長)

図書館から遠く、BMでも行けないような土地では、図書館からの郵送サービス  
をしているというのを聞いたことがあります。郵送しか方法がないということで。

(副会長)

コンビニの話はこれでよろしいですね。

(会長)

では、他にご意見がないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局から連絡事項説明)

(会長)

以上をもちまして、平成27年度第3回河内長野市図書館協議会を閉会させて  
いただきます。ありがとうございました。

以上